

第百六十四回国
参議院議院運営委員会会議録第十七号

平成十八年四月十九日(水曜日)
午前十一時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 溝手 顕正君
理事 段本 幸男君
林 芳正君
郡司 彰君
藤原 正司君
山本 保君

委員

阿部 正俊君
荻原 健司君
岸 信夫君
北川イッセイ君
小泉 昭男君
末松 信介君
中川 雅治君
二之湯 智君
松村 祥史君
島田智哉子君
榛葉賀津也君
津田弥太郎君
白 眞勲君
広田 一君
前川 清成君
柳澤 光美君
谷合 正明君
鰐淵 洋子君

委員以外の議員

議員 紙 智子君
議員 洲上 貞雄君
副議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

事務局側

事務総長	事務次長	議事部長	委員部長	記録部長	警務部長	庶務部長	管理部長	国際部長
川村 良典君	石堂 武昭君	橋本 雅史君	小幡 幹雄君	鈴木 朝雄君	堀田 光明君	山口 一夫君	諸星 輝道君	荒木喜代志君

本日の会議に付した案件

- 特別委員会に関する件
- 国会職員法の一部改正に関する件
- 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件

○委員長(溝手顕正君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、特別委員会に関する件を議題といたします。行政改革に関する特別委員会の設置についてお諮りいたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元の資料のとおり特別委員会を設置することに意見が一致いたしました。

理事会の申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顕正君) 次に、国会職員法の一部改正に関する件を議題といたします。

本件は、国会職員が留学中又は留学終了後早期

に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであります。

理事会において協議いたしました結果、所要の法律改正を行うことに意見が一致し、お手元配付のとおり草案を決定いたしましたところ です。

つきましては、本草案を国会職員法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顕正君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顕正君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、特別委員会設置の件でございます。行政改革に関する特別委員会の設置について起立採決をもってお諮りいたします。設置することに決しますと、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名されます。

次に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があり、これに対し、和田ひろ子君が質疑を行います。

次に、日程第一について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五ないし第七を一括して議題とした後、経済産業委員長が報告されます。採決は三案を一括して行います。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました国会職員法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が趣旨説明をされた後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタ
ン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたしま
す。その所要時間は約五十五分の見込みでござい
ます。

○委員長 溝手顕正君 ただいまの事務総長説明
のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異
議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長 溝手顕正君 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

なお、予鈴は午前十一時五十五分、本鈴は正午
でございます。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

特別委員会に関する件

名 称	目 的	委員 数	各 会 派 に 対 す る 割 当 数					
行政改革に関する特 別委員会	行政改革に関連する 諸法案を審査するた め	三五	自民	民主	公明	共産	社民	国日
			一六	一二	四	一	一	一

国会職員法の一部を改正する法律案要綱
第一 留学費用償還制度の創設

国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職
した場合には、一般職の国家公務員の例により、
国が支出した留学費用の全部又は一部を償還
させること。
（第二十七条の三関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、国家公務員の留学費用の償還
に関する法律の施行の日から施行すること。
（附則第一項関係）

二 第一は、この法律の施行後に留学を命ぜら
れた国会職員について適用すること。
（附則第二項関係）

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一
部を次のように改正する。

第六章中第二十七条の二の次に次の一条を加え
る。

第二十七条の三 国会職員に関する留学費用の償
還義務については、国家公務員の留学費用の償
還に関する法律（平成十八年法律第 号）第
二条第一項に規定する職員の例による。

附 則

1 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に
関する法律の施行の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会職員法第二十七
条の三の規定は、この法律の施行後に留学を命
ぜられた国会職員について適用する。

理 由

国会職員の留学の趣旨は、その成果を公務に活
用することであることにかんがみ、一般職の国家
公務員と同様に、国会職員が留学中又は留学終了
後早期に離職した場合には、国が支出した留学費
用の全部又は一部を償還させる制度を設ける必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

国会職員法の一部を改正する法律案新旧対照条文
○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

改 正 案

第二十七条の三 国会職員に関する留学費用
の償還義務については、国家公務員の留学
費用の償還に関する法律（平成十八年法律
第 号）第二条第一項に規定する職員
の例による。

現 行

（新設）

四月十九日（水）の議事予定
特別委員会設置の件

名 称 行政改革に関する特別委員会
目 的 行政改革に関連する諸法案を審査す
るため
委員数 三十五名

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇
の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を
改正する法律案（趣旨説明）
趣旨説明 川崎厚生労働大臣
質 疑 和田ひろ子君（民） 一五分

日程第一 原子力の平和的利用に関する協力の
ための日本国政府と欧州原子力共同体との間
の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 国家公務員の留学費用の償還に關
する法律案（内閣提出）

日程第三 法の適用に関する通則法案（内閣提
出）

日程第四 薬事法の一部を改正する法律案（内
閣提出）

日程第五 中小企業のものづくり基盤技術の高
度化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 民間事業者の能力の活用による特定
施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸
入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する
臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆
議院送付）

日程第七 工業再配置促進法を廃止する法律案
（内閣提出、衆議院送付）
（緊急上程予定）

国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営
委員長提出）

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第
九条を守り、教育基本法をいかにすることに關
する請願（第一一八二二号）

一、憲法第九条改悪のための国民投票法の反対
に関する請願（第一一八三三号）

一、憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第
九条を守り、教育基本法をいかにすることに關
する請願（第一一八五号）（第一二〇四号）
（第一二〇五号）

一、憲法第九条を守り、世界の平和にいかすこ
とに関する請願（第一二〇六号）（第一二〇
七号）

一、憲法第九条改悪のための国民投票法の反対
に関する請願（第一二二三三号）（第一二二六
号）

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和
のためにいかすことに関する請願（第一二
四〇号）（第一二四一号）（第一二四二号）（第

一二四三三(第一二四四四)(第一二四五号)(第一二四六六)(第一二四七七)(第一二四八八)

一、憲法の改悪に反対し第九条を守ることに関する請願(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五三三)(第一二五四四)(第一二五五五)(第一二五六六)(第一二五七七)

一、憲法第九条を守ることに関する請願(第一二五八八)(第一二五九九)(第一二六〇〇)(第一二六一一)(第一二六二二)(第一二六三三)(第一二六四四)(第一二六五五)(第一二六六六)

一、憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願(第一二六九号)(第一二七一八号)

一、国民投票法案の廃案に関する請願(第一二八二二)

第一一八二二 平成十八年三月三十一日受理
憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第九条を守り、教育基本法をいかにすることに関する請願

請願者 東京都足立区花畑五ノ四ノ九ノ五
〇一 芦沢陽子 外百九十九名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一一八三三 平成十八年三月三十一日受理
憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市緑町五ノ一ノ一五
小林昭彦 外二百四十九名
紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一一八五五 平成十八年三月三十一日受理
憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第九条を守り、教育基本法をいかにすることに関する請願

請願者 東京都板橋区向原一ノ二ノ一〇
ノ一〇一 伊藤知行 外百九十九名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一二〇四四 平成十八年四月三日受理

憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第九条を守り、教育基本法をいかにすることに関する請願

請願者 埼玉県所沢市北秋津一六ノ一〇
杉浦洋一 外百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一二〇五五 平成十八年四月三日受理

憲法と教育基本法の改悪に反対し、憲法第九条を守り、教育基本法をいかにすることに関する請願

請願者 埼玉県草加市西町一、三七五ノ一
一 佐山茂 外百九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一二〇六六 平成十八年四月三日受理

憲法第九条を守り、世界の平和にいかすことに関する請願

請願者 千葉市稲毛区園生町四四九ノ一ノ
一ノ二〇五 野田和弘 外八千八百四十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一二〇七七 平成十八年四月三日受理

憲法第九条を守り、世界の平和にいかすことに関する請願

請願者 山形市双葉町二ノ七ノ一 松木静雄 外八千八百四十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一二二三三 平成十八年四月三日受理
憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願

請願者 さいたま市大宮区高鼻町二ノ三三
一 田口曉 外二百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一二二六六 平成十八年四月四日受理
憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市楊子町二八ノ二 藤田利蔵 外二百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一二四〇四 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 静岡県掛川市国安二、二七九 松下千保美 外千二百十五名

紹介議員 井上 哲士君
日本国憲法は、第二次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によって生み出された。特に第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は二一世紀の平和の理念として光り輝いている。ところが、第九条を中心に憲法を変えようとする動きが強まっている。そのねらいは、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにしようとするものである。日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとするすべての条項が完全に実施されることが必要である。取り分け、憲法第九条を守り現実の政治にいかすことは、日本国民の世界平和への責務である。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすこと。

第一二四二二 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 大阪府東大阪市森河内東一ノ二七
ノ一四 岡正臣 外千二百十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四二二 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都江戸川区松島四ノ三九ノ四
ノ二〇一 上野真理子 外千二百十五名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四三三 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 札幌市手稲区前田四二ノ九ノ一六 南波伸一 外千二百十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四四四 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ三八ノ
二ノ一〇三 本郷真知子 外千二百十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四五号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 大阪府北区天神橋七ノ一二ノ一

紹介議員 四 上田美佐子 外千二百十五名
小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四六号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 北海道根室市千島町一ノ五〇 高田勝夫 外千二百十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四七号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 香川県高松市藤塚町二ノ一〇ノ一 八 小野和夫 外千二百十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四八号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都江東区亀戸三ノ五〇ノ一 二 石塚修平 外千二百十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一二四九号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 愛知県豊田市大沼町青木二〇ノ六 朝倉紀代子 外六千百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五〇号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 兵庫県高砂市中島三ノ七ノ四七ノ二〇四 高山亜香 外六千百十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五一号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都日野市三沢三ノ三五ノ一 四 永島敦子 外六千百十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五二号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 秋田市飯島字家ノ下八ノ八 菅原 薫 外六千百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五三号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都新宿区大京町二七 伊藤直 治 外六千百十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五四号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口 四二三ノ一 花原敏之 外六千百十七名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五五号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 北海道登別市富岸町三ノ一八ノ五

紹介議員 八 中本孝子 外六千百十七名
大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五六号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 長崎市愛宕二ノ七ノ四 片江友 香 外六千百十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五七号 平成十八年四月五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 さいたま市緑区三室五四七ノ七 高橋慶一郎 外六千二百三十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四八四号と同じである。

第一二五八号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 石川県金沢市薬師堂町イノ五四 中川祐貴 外千二百二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二五九号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉丘一ノ一二ノ一 七 若木幹雄 外千二百二名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六〇号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都小平市大沼町二ノ三四五ノ三六 小林徳男 外千二百二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六一号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 札幌市手稲区新発寒七条九丁目 山田眞由美 外千二百二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六二号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 千葉県佐原市三島二〇三 味岡幸 雄 外千二百二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六三号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 大阪府門真市沖町一九ノ五 原田 昭二 外千二百二名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六四号 平成十八年四月五日受理
憲法第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 福島県会津若松市湊町赤井二一六 齋藤弥生 外千二百二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第一二六五号 平成十八年四月五日受理 憲法第九条を守ることに関する請願 請願者 広島市安佐南区中須一ノ四九ノ四 山根亜紀 外千二百二名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。	第一二八三号 平成十八年四月六日受理 憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願 請願者 仙台市太白区長町五ノ三ノ一ノ一、七〇六 渡辺典男 外二百四十九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。	
第一二六六号 平成十八年四月五日受理 憲法第九条を守ることに関する請願 請願者 茨城県取手市上高井四三〇ノ四 柴田殉三 外千二百九名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。		
第一二六九号 平成十八年四月五日受理 憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願 請願者 東京都大田区仲六郷一ノ一〇ノ一ノ七〇八 藤原寅士良 外二百四十九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。		
第一二八一号 平成十八年四月六日受理 憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願 請願者 仙台市宮城野区榴岡五ノ一〇ノ四三ノ四二七 安藤吉夫 外二百四十九名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。		
第一二八二号 平成十八年四月六日受理 国民投票法案の廃案に関する請願 請願者 京都市西京区上桂御正町一八ノ三 五 藤森雅子 外十一名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。		

平成十八年四月二十一日印刷

平成十八年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B